

令和6年9月から、一部講座の支給上限額が
引き上げられました。

令和7年4月発行

京都市自立支援教育訓練給付金事業

～ひとり親家庭のお母さんとお父さんの主体的な能力開発の取組を支援します～

対象者は>

京都市内にお住まいの母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんで、次のすべてに該当する方

- ・20歳未満のお子さんを扶養していること。
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。
- ・教育訓練講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められること。
- ・過去に教育訓練給付金を受給していないこと。

対象講座は>

- ① 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定講座
- ② 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定講座
- ③ 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座

※ 受講開始前に御相談ください。

※ ②と③は、専門資格の取得を目的とする講座が対象

支給額は>

入学料及び受講料の6割相当額

①と②の指定講座 上限20万円

③の指定講座 上限160万円（修業年数（最大4年）×40万円）

⇒③の指定講座修了後1年以内に資格取得し、取得した資格を要する職に就いた場合、入学料及び受講料の85%（上限240万円（修業年数（最大4年）×60万円））に拡大

※ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方はその支給額との差額になります。

※ 本市からの支給額が1万2千円を超えない場合は支給されません。

申請の流れは>

講座開始前（通信教育の場合は申込前）に【指定申請】を行う。⇒ 対象講座と認定される。

講座修了後に【支給申請】を行う。⇒ 支給決定され、給付金が支給される。

※ 講座申込前に、受講しようとする講座のパンフレット等をお持ちのうえ、御相談ください。

申請に必要な書類は>

【指定申請】

- ・申請者のマイナンバーが分かるもの
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定書等
- ・受講しようとする講座のパンフレット等

(児童扶養手当を受給していない場合)・申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
・世帯全員の住民票の写し(省略のないもの)

【支給申請】

- ・申請者のマイナンバーが分かるもの
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定証等
- ・対象講座指定通知書(指定申請で対象講座と認定した場合に送付します。)
- ・教育訓練修了証明書(教育訓練施設の長によるもの)
- ・教育訓練経費についての領収書等
- ・京都市自立支援教育訓練給付金請求書

(雇用保険制度の一般・特定一般教育訓練給付金が支給されている場合)

- ・教育訓練給付金支給・不支給決定通知書

(雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金受給資格者の場合)

- ・専門実践教育訓練給付金受給資格者証と雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書

※ 1年以内に対象資格を取得できないことが確実である場合は、左記確定日から30日以内に、「資格試験結果通知書の写し」と「京都市自立支援教育訓練給付金における講座修了後1年以内に資格取得ができない旨の申立書」を提出してください。

(児童扶養手当を受給していない場合)

- ・申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票の写し(省略のないもの)

《下記申請書等(区役所・支所にあります。)》

- ・京都市自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書
- ・京都市自立支援教育訓練給付金支給申請書
- ・同意書(地方税関係情報の取得に係る)
- ・養育費に関する申告書
- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
- ・京都市自立支援教育訓練給付金における講座修了後1年以内に資格取得ができない旨の申立書

注意事項>

- ・指定申請は、必ず受講講座の開始前(通信教育の場合は申込前)に行ってください。
- ・支給申請は、指定講座受講修了日から起算して30日以内に行ってください。
ただし、ハローワークの専門実践教育訓練給付金受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給確定日から起算して30日以内に行ってください。
- ・支給申請時においても、対象者の要件を満たしている必要があります。
- ・一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併給することができます。ただし、自立支援教育訓練給付金を受ける場合、高等職業訓練促進資金貸付金(入学準備金)を受けられなくなります。

お問い合わせは

お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当まで
(京北地域の方は京北出張所保健福祉第一担当まで)